

○施工段階確認実施要領の制定について

令和3年3月30日2農振第3742号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長及び沖縄総合事務局農林水産部長宛
(北海道開発局農業水産部長は参考送付)

施工段階確認実施要領

1 目的

この実施要領は、農林水産省所管の国営土地改良事業、国営海岸保全事業及び国営地すべり対策事業で実施する工事（以下「工事」という。）において、土木工事共通仕様書（平成15年3月25日付け14農振第2562号農村振興局長通知）及び施設機械工事共通仕様書（平成26年3月28日付け25農振第2283号農村振興局長通知）（以下「共通仕様書」という。）の施工段階確認について、その実施項目、実施方法等を定めたものである。

2 実施項目

施工段階確認の実施にあたっては、以下の観点から工事内容に応じて、工種単位で実施項目、施工段階の確認内容を設定する。

- (1) 発注者が事業管理上、特に重要と判断する部分
- (2) 発注者が関係機関との協議に基づき、特に重要と判断する部分
- (3) 発注者が最新の施工技術でも施工が困難かつ複雑な構造で、設計上、特に施工に留意する必要があると判断する部分

なお、協議、調整等が不要で、かつ施工が簡易な工事においては、施工段階確認の実施を要しない。

3 実施方法（別紙－1参照）

- (1) 施工段階確認が必要な場合は、特別仕様書に実施工種、確認内容、確認時期、遠隔確認対象の有無及びその他留意事項を明示する。（別紙－2参照）
- (2) 監督職員は、上記（1）について事前に受注者と打合せを実施し、施工段階確認の具体的な実施方法を施工計画書に記載させる。（別紙－3参照）
- (3) 具体的な実施方法

ア 施工段階確認の実施前に受発注者間で実施方法を確認しておく。なお、共通仕様書に基づく立会願の提出は不要である。

イ 施工段階確認における出来形確認の合否は、土木工事では土木工事施工管理基準（平成17年3月28日付け16農振第2232号農村振興局長通知）別表第1「直接測定による出来形管理」、施設機械工事等では施設機械工事等施工管理基準（平成19年3月28日付け18農振第1895号農林水産省農村振興局長通知）第2編設備別編各章第1節「直接測定による出来形管理」及び第2編設備別編各章第2節「品質管理」に記載のある規格値（施設機械工事等にあつては判定基準値、許容値を含む）により判断する。

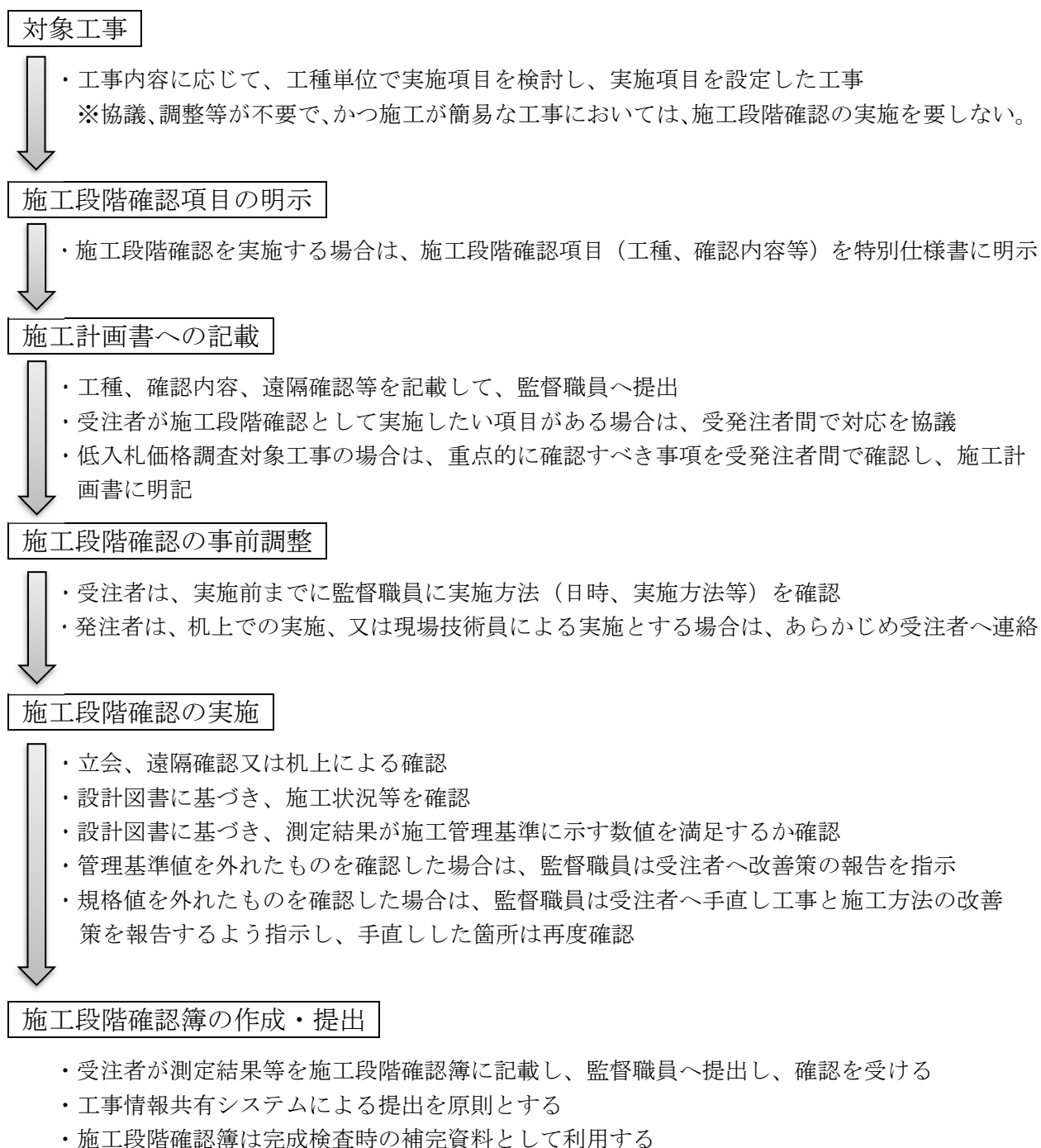
ウ 施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出させる。なお、監督職員の立会又は遠隔確認による施工段階確認を行った場合は、土木工事共通仕様書7（4）又は施設機械工事共通仕様書6（6）に定められたとおり、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。

(4)管理基準値から外れたものを確認した場合は、受注者に対して施工方法の改善策を取りまとめ、報告するよう指示する。また、規格値から外れたものを確認した場合は、受注者に手直し工事を指示するとともに、施工方法の改善策を報告するよう指示する。なお、手直した箇所は再度確認する。

4 低入札価格調査対象工事における品質確保等の対策

「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について」（平成18年8月4日付け18地第295号大臣官房地方課長通知）に基づき、低入札価格調査対象工事については、工事内容に応じた実施項目を踏まえ、重点的に確認すべき時期、内容等を施工計画書に明記し、その徹底を図る。

施工段階における確認実施フロー



「施工段階確認」に係る特別仕様書記載例

項 目	内 容	備 考															
<p>第11章 施 工 1. 一般事項 (1) 基準点 (2) 検測又は確認(施工段階確認)</p>	<p>(省 略)</p> <p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="488 757 1265 1014"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 757 627 842">工 種</th> <th data-bbox="627 757 817 842">確認内容</th> <th data-bbox="817 757 1026 842">確認時期</th> <th data-bbox="1026 757 1161 842">遠隔確認 対象</th> <th data-bbox="1161 757 1265 842">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 842 627 927"></td> <td data-bbox="627 842 817 927"></td> <td data-bbox="817 842 1026 927"></td> <td data-bbox="1026 842 1161 927"></td> <td data-bbox="1161 842 1265 927"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 927 627 1014"></td> <td data-bbox="627 927 817 1014"></td> <td data-bbox="817 927 1026 1014"></td> <td data-bbox="1026 927 1161 1014"></td> <td data-bbox="1161 927 1265 1014"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>工事ごとに必要な事項を記入する。</p> </div>	工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考											
工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考													

施工計画書記載例

第〇〇章 施工管理

○. 施工段階における確認

(1) 特別仕様書に基づき、以下のとおり施工段階確認を行う。

(例 1)

工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考
頭首工 本体	基準高、コンクリート厚	1ブロック目完了時	○	

(例 2)

工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考
管水路工	基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔	〇〇分水工付近施工時	○	

(例 3)

工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考
指定仮設工 仮設土留工	施工状況（騒音、振動）	No. 〇〇付近 施工開始時	○	

(2) 前日までに監督職員に日時、実施方法を確認する。

(3) 施工段階確認後、「施工段階確認簿」を作成し、速やかに監督職員に提出する。

【参考資料】

土木工事共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-2 用語の定義

- (30) 「立会」とは、監督職員が、現場において契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。
- (31) 「遠隔確認」とは、監督職員が、遠隔地においてウェアラブルカメラ等により撮影されたデータをパソコン等の機器により確認することをいう。
- (32) 「施工段階確認」とは、設計図書に示した段階において、実施状況、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会又は遠隔確認により工事状況、工事に係る出来形等を確認することをいう。

1-1-25 監督職員による検査及び立会等

1. ～6. [略]

7. 施工段階確認

- (1) 受注者は、発注者が設計図書において施工段階確認の実施を指定した場合、監督職員の確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載しなければならない。
また、遠隔確認により実施する場合は、適用種別、機器仕様等を施工計画書に記載して、監督職員の確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、事前に監督職員と日時、実施方法の調整を行わなければならない。
なお、監督職員は施工段階確認を机上で行う場合、又は現場技術員に行わせる場合は、受注者にあらかじめ連絡するものとする。
- (4) 受注者は、立会又は遠隔確認により施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。
- (5) ～(6) [略]

施設機械工事等共通仕様書

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-2 用語の定義

37. 立会

立会とは、監督職員が、現場において契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。

38. 遠隔確認

遠隔確認とは、監督職員が遠隔地においてウェアラブルカメラ等により撮影されたデータをパソコン等の機器により確認することをいう。

39. 施工段階確認

施工段階確認とは、設計図書に示した段階において、実施状況、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会又は遠隔確認により工事状況、工事に係る出来形等を確認することをいう。

1-1-2-4 監督職員による確認及び立会等

1. ～5. [略]

6. 施工段階確認

- (1) 受注者は、発注者が設計図書において施工段階確認の実施を指定した場合、監督職員の確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載しなければならない。また、遠隔確認により実施する場合は、適用種別、機器仕様等を施工計画書に記載して、監督職員の確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、事前に監督職員と日時、実施方法の調整を行わなければならない。なお、監督職員は施工段階確認を机上で行う場合、又は現場技術員に行わせる場合は、受注者にあらかじめ連絡するものとする。
- (4) ～ (5) [略]
- (6) 受注者は、立会又は遠隔確認により施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。
- (7) [略]
- (8) 施工段階確認結果において、規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。